破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３１号
北海道北見市高栄西町７丁目６番９号、前住所北海道北見市留辺蘂町旭公園91番地１　公園団地16－４
債務者　椎名　君夫
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第３５６号
さいたま市中央区大戸２丁目４番11号　ドゥベルメゾンＣ－102、住民票上の住所さいたま市中央区大戸２丁目４番11号　ルーベルメゾンＣ－102
債務者　星川　和人
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４５１号
埼玉県川口市北原台２丁目13番６－107号　モア・ステージ東川口
債務者　高桑　隆廣
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４６５号
埼玉県川口市中青木３丁目９番２－408号　青木町ハイツ２号棟
債務者　逸見　政夫
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
神奈川県座間市相模が丘３丁目33番12号　杉田荘101号
債務者　林　加奈女
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１６９号
相模原市中央区上溝378番地４　ブランドール番田302
債務者　守屋光太郎
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１８１号
相模原市中央区宮下本町３丁目48番５号　メゾンドキャッスル207
債務者　花澤　浩二
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１８５号
相模原市南区磯部1072番地１　サンテラス１101号
債務者　三輪　良洋
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１８６号
相模原市中央区上溝４丁目13番11号　ライオンズマンション上溝Ⅱ－203号
債務者　飯塚　信一
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１８７号
相模原市南区東大沼４丁目２番７号　セントラルコーポ102
債務者　松村　妙子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１９６号
神奈川県座間市相武台２丁目42番１－305号　パルホンダハイツ
債務者　東條　千明（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第７１号
長野市浅川押田143番地７　吉沢ハイツ202
債務者　臼田　真理
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
沖縄県糸満市字糸満1316番地　新垣アパート201号
債務者　新垣　正光
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第６０８号
埼玉県蕨市南町４丁目31番11号　レオネクスト　ラフィーネ105号
債務者　市川　未来
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６２６号
さいたま市緑区東大門３丁目13番地３　メープルハイツ103号室
債務者　武本　千秋（旧姓戸張）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６５８号
さいたま市浦和区本太４丁目22番17号　レオパレスウインドワード205
債務者　竹石　敏雄
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係